

盛岡市立土淵小学校及び土淵中学校の施設整備について

1 現状

長橋町地区の住宅開発等により、土淵小・中学校の児童・生徒数が増加し、緊急対応として、小学校に計4教室の仮設校舎を建設したが、平成24年度以降も教室の不足のほか、小中兼用の体育館、屋外運動場及び給食室も手狭になってきている。

また、平成23年5月1日現在、小学校は11クラス329人、中学校は3クラス92人であるが、毎年クラス数及び児童・生徒数が増加し、平成29年4月には、小学校は13クラス357人、中学校は6クラス174人となることから、施設全体の整備について早急な対応が必要となっている。

2 対応

児童・生徒の急増に対応するとともに、現在、市で導入を進めている小中一貫教育の施設一体型として整備するため、学校施設の共有化、増改築等を実施する。

3 施設の概要

(1) 整備の視点

- ア 増加する児童・生徒数に応じた教室や屋内運動場、グラウンドなどを確保し、狭隘化を解消する。
- イ 施設一体型小中一貫教育の効果を一層発揮させるとともに、教育内容の充実及び学校運営の円滑化を図るため、施設の共有化を進める。
- ウ 異学年交流の促進に配慮する。
- エ 現有施設を最大限に活用する。

(2) 整備の内容

ア 共有化を図る施設

(ア) 管理諸室

職員室、校長室、事務室、保健室、放送室、用務員室、昇降口及びグラウンド

(イ) 特別教室

図書室、家庭科室及びコンピューター室

イ 狭隘化施設の解消

体育館改築、屋外グラウンド増設、職員室及び昇降口

ウ 異学年交流などの施設

多目的ホール

エ 新たな施設設置

太陽光発電設備、エレベータ及び多目的トイレ

4 事業費

約14億7千万円

5 整備スケジュール

第1期事業を平成26年度に、第2期事業を平成28年度に完了することを目指すものとする。

年度	小中一貫教育	施設整備
第1期事業（平成23～26年度）		
23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指す学校像の検討 ・ 目指す児童生徒像の検討 ・ 学校教育目標の検討 ・ 学校運営等の検討 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の全体計画の検討 ・ 特別教室の共有化 ・ 現校舎西側の用地測量
24		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現校舎西側の用地取得及び用地造成 ・ 給食室改修 ・ 体育館実施設計
25		<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館建設 ・ 中央棟（職員室や校長室、保健室、図書室、昇降口などを配置） ・ 新体育館完成後、既存体育館解体 ・ 現校舎西側のグラウンド整備
26		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央棟建設 ・ 既存校舎改修（特別教室等→普通教室等） ・ 現グラウンドの整備
第2期事業（平成27・28年度）		
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫校開校（施設一体型） ・ 学校公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現校舎北側の用地測量及び用地取得
28		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現校舎北側のグラウンド整備

※別紙 参考資料 盛岡市内小中学校への一貫教育（一体・連携）の導入について

盛岡市内小中学校への一貫教育（一体・連携）の導入について

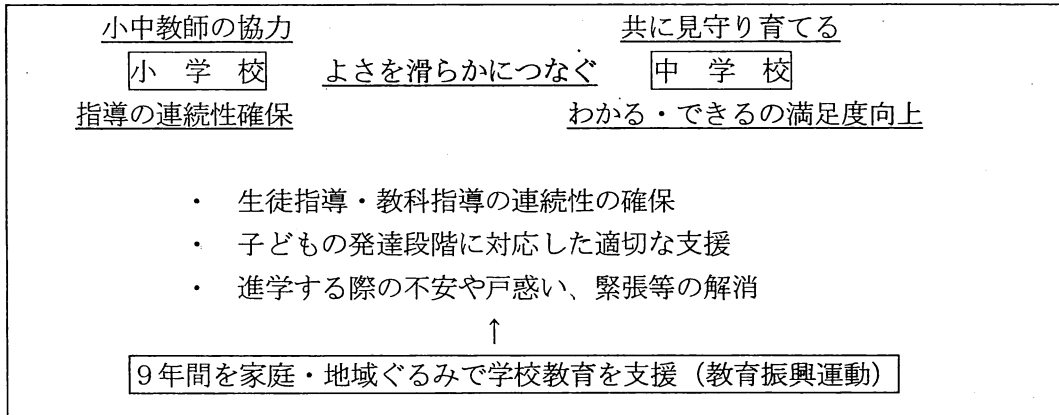
1 盛岡市の将来を担う次世代の育成の目標

- ① 子ども一人ひとりの個性を伸ばし、基礎的・基本的な学力の確実な定着と、社会の変化に対応できる「生きる力」を育成します。
- ② 学校・家庭・地域が連携し、心の教育や健康・安全の教育を充実させ、豊かな人間性や体力等を育成します。

↓ 目標の実現に向けて

(1) 「小中一貫教育」導入のねらい

小・中学校9年間の義務教育期間を、小中学校の教師が協働して、児童生徒の発達段階を踏まえ、指導の連続性を確保した継続的な指導を行うことによって、児童生徒一人一人の個性と能力の伸長と、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」など「生きる力」の育成を図ります。



(2) 基本方針

- ① 9年間の義務教育期間を、「現行法等」を踏まえて、各中学校区の特色を生かした教育活動を実施する。
- ② 子どもの発達段階を十分考慮し、発達段階に応じた適切な指導を行う。
- ③ 小学校と中学校の教員が協力し、子どもを長期的・継続的な視野で見守り、育てる。
- ④ 生徒指導・教科指導の連続性を確保し、きめこまかな指導を実施する。

(3) 取組内容

- ① 協働体制の確立
- ・ 中学校区の児童生徒の課題やよさの共通理解と共通目標の設定
 - ・ 9年間を見通した「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」等の設定
 - ・ 小中学校兼務発令と会議・分掌での体制づくり
 - ・ 小中 PTA の一体化 など

